

(別紙2)

令和8年度「香川県人権・同和問題講演会」Web 放映開催業務

審査基準

1 企画提案の審査方法

提出された企画提案書等とプレゼンテーションの内容を審査し、次の各審査項目について評価基準による5段階で評価し、企画案審査会の全審査委員の合計点を企画提案者の得点とします。

【審査項目】

	項目	内容	評価基準	備考
1	事業実施主体に関する評価	本事業を実施できる体制（人員）が整っているか	1～5	
2		本事業と同種・同規模程度以上の講演会等の実績があり、事業の遂行が可能か	1～5	
3		本事業の目的に関する理解が十分あるか	1～5	
4		情報セキュリティ要件を満たしているか	1～5	
5	企画内容に関する評価	使用するシステムは、多数の受講者が利用し易いものとなっているか	1～5	
6		事業計画（スケジュール）は適正か	1～5	
7		事務局の設置計画及び体制は適正か	1～5	
8		同和問題以外の人権課題に関する講演（第2部）のテーマは、現下の社会経済情勢において、県内企業の関心が高い人権課題となっているか	1～5	
9		同和問題以外の人権課題に関する講演（第2部）の講師は、上記のテーマに沿った講演ができることはもとより、社会的な発信力や認知度が高く、県内企業が積極的に参加したくなるような訴求力の高い講演をすることができる講師が提案されているか	1～5	
10		見積金額に関する評価	見積書は適正に積算されているか	1～5

【評価基準】

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

2 契約予定者の選定方法

- ① 「事業実施主体に関する評価」が60点未満（審査員が5名の場合）の者は、失格とします。
- ② 全審査委員の合計点を企画提案者の得点とし、得点が最も高い企画提案者を契約予定者として選定します。得点が最も高い企画提案者が2者以上あるときは、審査委員の協議により契約予定者を選定します。
- ③ 下限の点数として150点（審査員が5名の場合）を設定し、この点数を満たす企画提案がないときは、採用者なしとします。